

常願寺川、神通川、庄川及び小矢部川等 大規模氾濫に関する減災対策協議会の趣旨・経緯



- 1) 減災対策協議会の背景と趣旨
- 2) 減災対策協議会の開催経緯
- 3) 減災のための目標



令和 8 年 5 月

第 1 2 回 常願寺川、神通川、庄川及び小矢部川等
大規模氾濫に関する減災対策協議会

1) 減災対策協議会の背景と趣旨

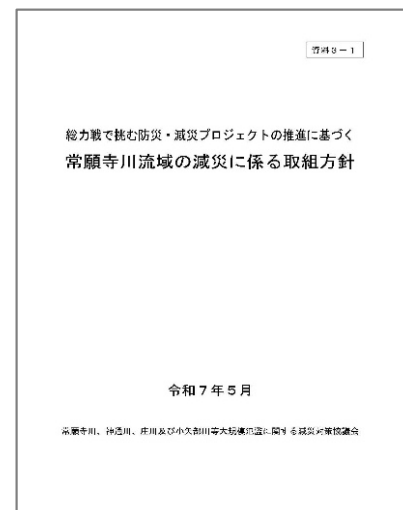
■背景等

- 平成27（2015）年9月関東・東北豪雨、平成28（2016）年9月台風第10号等では、逃げ遅れによる多数の死者や甚大な経済損失が発生。
- 全国各地で頻繁・激甚化する豪雨に対応するため、「施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」と考え、ハード・ソフト対策が一体となって、社会全体でこれに備える「水防災意識社会」の再構築を図る。
- 平成29（2017）年6月水防法の一部改正に伴い「大規模氾濫減災協議会」が水防法へ定められた。
- 近年の気候変動に伴う降雨量の増大と水害の激甚化・頻発化に備えるため、「常願寺川・神通川・庄川及び小矢部川流域治水プロジェクト協議会」が令和2年9月14日に設立され、令和3年度より主にハード対策に重点を置いた取組が本格化したことから、本協議会では主に、避難・水防対策に重点を置いたソフト対策の取組項目を推進することになった。

■常願寺川、神通川、庄川及び小矢部川等大規模氾濫に関する減災対策協議会

（平成28（2016）年4月21日設立）

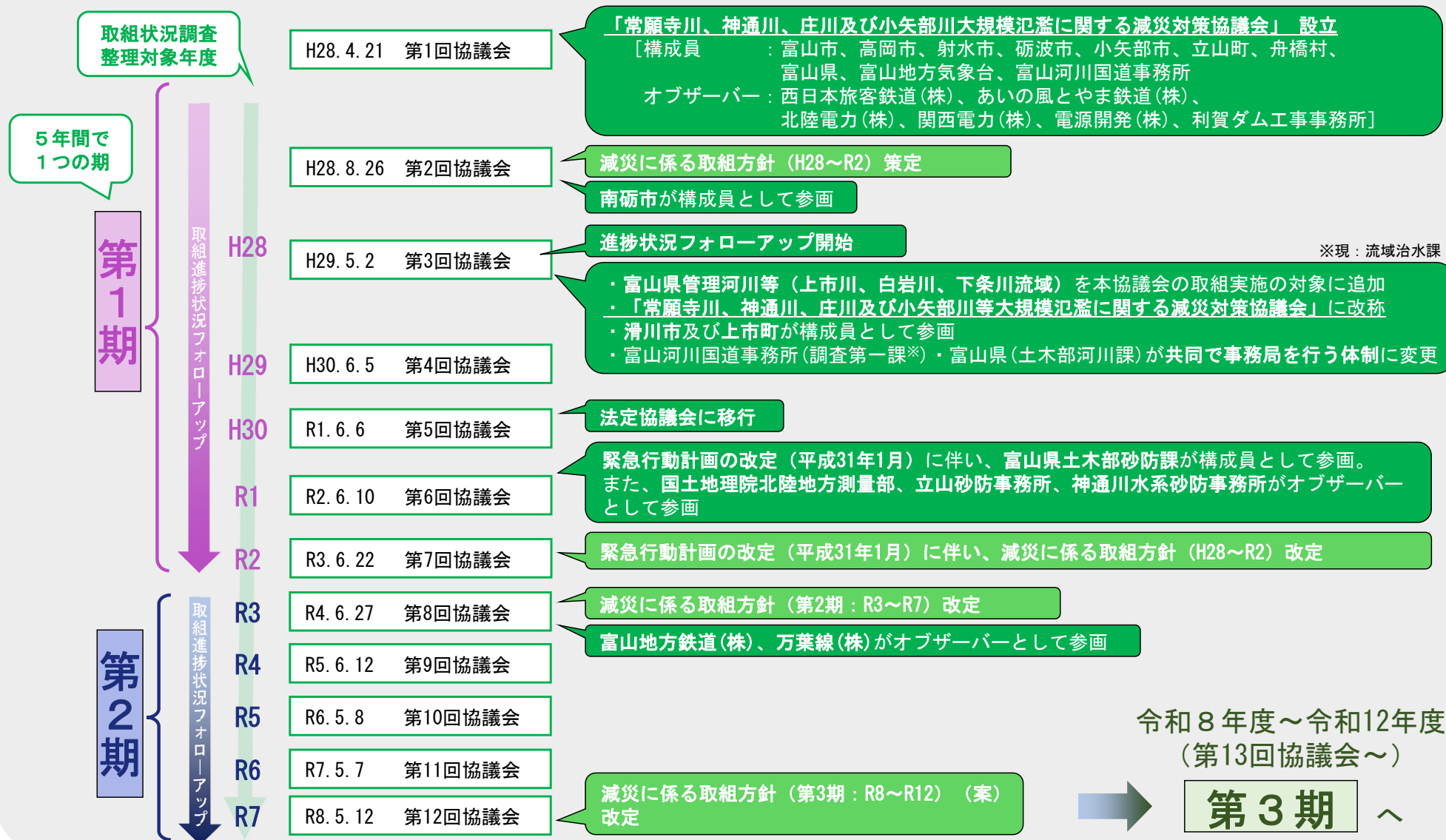
- 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な排水を実現するため、大規模氾濫時の減災対策として各構成員がそれぞれ又は連携して、計画的・一体的に取り組む事項について、常願寺川、神通川、庄川、小矢部川の各流域における「減災に係る取組方針」（以下「取組方針」という。）としてとりまとめている。
- 各構成員は、本取組方針に基づき連携して減災対策に取り組み、毎年出水期前に協議会を開催し、取組の進捗状況を定期的に確認するなどフォローアップを実施している。



2) 減災対策協議会の開催経緯

- 平成27年9月関東・東北豪雨を契機に、社会全体で洪水に備えるべく「水防災意識社会再構築ビジョン」が策定され、平成28年4月に「常願寺川、神通川、庄川及び小矢部川大規模氾濫に関する減災対策協議会」を設立した。
- 平成29年5月の第3回協議会にて本協議会の取組実施対象を拡大（富山県管理河川等を追加）し、以降は国・県による合同開催を継続している。
- 平成28年8月に取組方針を策定し、改定も行いつつ、毎年、取組の進捗状況に関するフォローアップを実施してきた。

常願寺川、神通川、庄川及び小矢部川等大規模氾濫に関する減災対策協議会の経緯



3) 減災のための目標

- 常願寺川、神通川、庄川、小矢部川等において、各河川特有の洪水の理解や迅速かつ確実な避難、水防活動等を実施するため、各構成員が連携して令和7年度までに達成すべき減災目標を以下のとおり設定し、対策を推進している。
- 以下は第2期（令和7年度まで）の目標であり、第3期（令和8年度以降）は一部追記があるものの、ほぼ同様の内容を踏襲することとなった。

【令和7年度までに達成すべき目標】（全河川共通）

各河川の大規模水害に対し、

『洪水の理解とそれによる迅速かつ確実な避難』『社会経済被害の最小化』を目標とする

河川	地形・社会特性
常願寺川	氾濫流の流れが速く、富山市街地を含む広範囲に拡散する氾濫形態となる扇状地河川
神通川	低平地に富山市の中心市街地が形成
庄川	氾濫流の流れが速く、砺波・高岡・射水市街地を含む広範囲に拡散する扇状地河川
小矢部川	庄川扇状地扇端付近に沿って流下し、沿川に高岡・小矢部市街地が形成され大型商業施設および工業地帯等が立地

【各河川において実施する取り組み】 河川管理者が実施する堤防整備等の洪水を安全に流す対策に加え、以下の取り組みを実施

項目	常願寺川	神通川	庄川	小矢部川
①〈常願寺川～庄川〉急流河川特有の洪水現象について理解を頂くための 周知・理解促進の取り組み 〈小矢部川〉小矢部川特有の～（以下同）	●	●	●	●
②各河川の特性を踏まえた大規模水害における避難行動のための取り組み	●	●	●	●
③洪水氾濫による被害軽減や避難時間確保のための水防活動等の取り組み	●	●	●	●
④一刻も早く社会経済活動を回復させるための排水活動の取り組み	—	●	●	—